

【アメリカ】兵器調達改革法成立

海外立法情報調査室・廣瀬 淳子

* 国防省の兵器調達過程の透明性を向上させて、国防予算の削減を図る 2009 年兵器調達改革法が、2009 年 5 月 22 日に大統領の署名を経て成立した。法案には、両院で超党派の強い支持があった。同法は、オバマ大統領の優先政策課題のひとつを実現するものである。

法案の背景

国防省の兵器調達過程の改革は、長年にわたって課題とされてきた。1986 年には大統領の諮問委員会であるパカード委員会が、国防省の兵器調達には時間と費用がかかりすぎると指摘して以来、会計検査院(GAO)も個別の報告書で、たびたび問題点を指摘してきた。長期化するアフガニスタンやイラクでの戦費で、アメリカの財政赤字は歴史的な額に膨らんでいる。近年では、毎年度の国防省授権法の中で、兵器調達の改善が図られてきた(注 1)。

オバマ大統領は、2009 年 2 月の施政方針演説や予算の概要の中で、軍事関係の政府調達過程を見直すことによって財政赤字を削減することを求めている。連邦議会でも法案の早期成立の必要性の認識は共有されていた。ロバート・ゲーツ国防長官も国防省の調達システムには問題が多いことを認め、抜本的な改革を求めている。連邦議会下院軍事委員会には、2009 年 3 月に、調達に関する問題を包括的に調査する目的で、国防調達改革パネルも設置された。

立法過程

上院法案(S.454)は、民主党カール・レビン軍事委員長によって 2009 年 2 月 23 日に提出され、5 月 7 日に賛成 93、反対 0 で上院を通過した。共同提出者は、共和党ジョン・マケイン軍事委員会筆頭委員ら 13 名であった。下院法案(H.R.2101)は、民主党アイク・スケルトン軍事委員長によって 4 月 27 日に提出され、5 月 13 日に賛成 428、反対 0 で上院法案に修正案として盛り込まれた。

法案の目的は、国防省の兵器調達過程の行政監視を強化することで、費用の増加に歯止めをかけること、調達を迅速化し適時に必要な兵器や装備を配備できるようにすること、主要な調達プログラムの内部での利益の相反を防ぐこと等である。

両院法案の主要な相違点は、国防プログラムの費用分析を行う費用分析改善グループ(CAIG)と、費用プログラム評価部長の新設に関してであった。

両院協議会では、上院法案に沿った内容で合意した。両院協議会報告書は、5 月 20 日に上院を賛成 95、反対 0、5 月 21 日に下院を賛成 411、反対 0 で通過し、5 月 22 日に大統領の署名を経て成立した(P.L.111-23、注 2)。オバマ大統領は、上院法案を支持してその早期の成立を強く求めている。

主要な条項

2009年兵器調達改革法の主要な条項は、次の通りである。

第1編 調達組織

第101条 国防省の兵器調達に関する費用分析や監督のために、国防省に費用プログラム評価部長(Director of Cost Assessment and Program Evaluation、以下「部長」という)の職を置く。部長は、連邦議会上院の承認を経て大統領が任命する。

部長は国防長官や国防省の高官に、調達の費用見積もりの評価等に関する正確で現実的な分析を提供し、助言する。部長は、国防長官や連邦議会両院の軍事、歳出委員会等に、国防省の費用や分析活動に関する年次報告書を提出しなくてはならない。

部長は、現在の国防省のプログラム分析・評価部長の職務を引き継ぐ。CAIG とプログラム分析・評価部の機能と人員は、費用プログラム評価部に移管される。

部長のもとには2名の副部長を置き、1名は費用分析、もう1名はプログラム評価を担当する。CAIG は、費用分析担当副部長のもとに置かれる。現行のプログラム分析・評価部長のもとに置かれている CAIG 以外のスタッフは、プログラム評価担当副部長のもとに置かれる。

第102条 国防省に、開発試験・評価部長とシステム・エンジニアリング部長の職を新設する。両部長は、国防長官が任命する。両部長は、国防長官等に、担当の職務について助言する、

両部長はその活動について、合同で連邦議会両院の軍事委員会等に年次報告書を提出しなくてはならない。

第104条 国防研究・エンジニアリング部長は、主要な国防調達プログラムに使用される重要な技術の成熟度と危険性に関して、定期的に見直しと評価を行わなくてはならない。その結果は、国防次官に報告し、国務長官と連邦議会軍事委員会等に年次報告書を提出しなくてはならない。

第2編 調達政策

第201条 国防長官は、国防省の調達プログラムが、費用、スケジュール、成果目標をバランス良く達成できるような仕組みを開発して、実施することを確保しなくてはならない。

第202条 主要な調達プログラムについては、その調達過程の全段階において、請負業者も孫請け業者等も含めて、競争が開かれたものになることを確保しなくてはならない。

注(インターネット情報はすべて2009年6月19日現在である。)

(1) Moshe Schwartz, "Defense Acquisitions: Overview, Issues, and Options for Congress," *CRS Report for Congress*, Updated June 18, 2008.< <http://www.fas.org/sgp/crs/natsec/RL34026.pdf>>

(2) Weapon Systems Acquisition Reform Act of 2009

<http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=111_cong_public_laws&docid=f:publ023.111.pdf>